

保育の現状と支援に関する研究Ⅱ

— スクールソーシャルワーカーに対するインタビュー調査から
保育相談支援（保護者支援）活用の可能性を検討する —

八 田 清 果

Research II on the current situation and support of Childcare

— Considering possibilities of the use of childcare consultation support (parental support),
from an interview survey to a school social worker —

HATTA Sayaka

キーワード：保育相談支援、スクールソーシャルワーカー、保育、福祉、質的研究

1. 研究目的

認定こども園教育・保育要領や保育所保育指針での記述、保育士養成課程において「保育相談支援」が必修科目になっていることから保育現場ひいては保育者養成において保護者に対する支援が非常に重要と考えられていることがわかる。

保育士課程の改正により保育相談支援という科目名はなくなるが、ソーシャルワーク系の科目はそのまま残り、その上、心理系科目が増える等相談に関する科目の重要性は変わらないと考える。

保育現場・保育者養成において保護者に対する支援が非常に重要となってきた中で、中山智哉・杉岡品子（2016）や亀崎美沙子（2016）等保育現場における保育相談支援（保護者相談）の現状、困難さ等に関する研究も進められてきている。

八田清果・大橋英子・小林美保子が2015年にN市内の保育所・認定こども園・幼稚園を対象に行った調査では、保育現場において「気になる子ども」への対応の様な研修だけでなく、そうした子どもの保護者に対する支援に関する研修が望まれていることもわかった（八田・大橋・小林2016）⁽¹⁾。その上で、認定こども園の園長へのイ

ンタビュー調査を実施することで、保育現場における保護者支援の実際を確認することができた（八田2018）⁽²⁾。

平成29年2月7日（火）実施の第3回児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議幹事会での配布資料（「平成29年度児童虐待防止対策関連予算案について」（資料1-7））によると、文部科学省も予算（平成29年度予算案スクールソーシャルワーカー活用事業1,258百万円、5,047人）をとり、「学校をプラットフォームとした児童虐待への対応」体制整備を進めるなど、スクールソーシャルワーカーが学童期においても有効であることが認められつつあることがわかる⁽³⁾。

八田が行った認定こども園園長へのインタビュー調査からは他者や多機関とのネットワーク作りが保護者支援にも必要であることがわかった（八田2018）⁽²⁾が、現段階で保育所や幼稚園、認定こども園にスクールソーシャルワーカー等が配置されているケースは聞いたことがない。予算の問題もあると思うが、障害のある子どもへの支援のために配置されている特別支援教育コーディネーターもほとんどが現場の保育士の兼任である。保護者支援に関してもそうしたネットワーク作りに関するコーディネーター的役割を園長が担っている現状が見える。保育者不足が言われている中で、少しでも保育者の負担を減らし離職者を減少させ

るためにも、保育の現場でもこうしたネットワーク作りやコーディネーター的役割についてはスクールソーシャルワーカー等の福祉の専門職を活用するのも一つの方法ではないかと考えたことが本研究を始めるきっかけである。

本研究では、保育の現場にどのような形でスクールソーシャルワーカー等の福祉の専門職が活用できるのか、その可能性について検討していきたい。

2. 研究方法

八田は、昨年度の紀要にて、2017年に園長へのインタビュー調査の内容からカテゴリー分析した結果を報告している（八田 2018）⁽²⁾。このインタビュー調査は、2015年、2016年に行った保育現場の園長へのアンケート調査回答者のうち、インタビュー調査協力に承諾をいただいた園の園長（2名）に実施したものであり、カテゴリー分析は、この内、N市のA公立認定こども園のB園長のインタビュー調査結果について行っている。

本研究では、保育の現場にどのような形でスクールソーシャルワーカー等の福祉の専門職が活用できるのか、その可能性を検討するという目的のために以下のような研究方法で進めていきたい。

N市と同じ県内でスクールソーシャルワーカーをしているC氏にもインタビュー調査を実施し、その内容からカテゴリー化し分析していく。

インタビュー調査に際しては、こちらから聞きたいことを質問しつつ答えてもらう形式をとったが、できるだけ現状に関して率直な思いを語ってもらうことを重視して聞き取りを行った。また、インタビュー内容は許可を得てICレコーダーに録音した。

表1：調査対象者の概要

C氏（60代・女性）
S県O市にあるD公立小学校を拠点校として、1日6時間週2日スクールソーシャルワーカーとして勤務している。スクールソーシャルワーカーとして勤務して10年。もともと保健師として働いていた。

3. 研究倫理に対する配慮

インタビュー調査を行うに際しては、日本保育学会倫理綱領、及び小池学園研究倫理規程に基づき、インタビュー調査協力者にはあらかじめ研究目的、研究内容等を紙面にて説明して依頼し、同意・了解を得た上で行った。また、インタビュー調査内容については、個人情報保護法および学校法人小池学園の個人情報保護方針に基づき、個人情報を保護するとともに情報漏洩の防止に十分配慮し、個人が特定されることのないようにした。

4. 用語の確認

《スクールソーシャルワーカー》

文部科学省は、スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項において、スクールソーシャルワーカーの役割を「いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う」（文部科学省 2017：p2）⁽⁴⁾ものとしている。

さらに、この事業におけるスクールソーシャルワーカーの選考については、次のように定めている。「社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者から、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者とする。ただし、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者であって、次の職務内容を適切に遂行できる者のうちから、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者も可とする。①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、③学校内におけるチーム体制の構築、支援、④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供、⑤教職員等への研修活動」（文部科学省 2017：p2）⁽⁴⁾。



図1：スクールソーシャルワーカー活用事業の概要⁽⁴⁾

出典：文部科学省（2017）『平成28年度スクールソーシャルワーカー実践活動事例集』「参考：スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領等」p5より

次に、日本ソーシャルワーク協会等の定義もみていく。

1999年1月に、山下英三郎を会長として「日本スクールソーシャルワーク協会」が発足している。学校ソーシャルワーカーの必要性も言われてきている。例えば、大橋は、社会福祉マンパワーの検討課題の中で、「現行の社会福祉サービス、制度の中にはないが、今後必要とされる分野として、学校不登校児や学校に通っている社会福祉サービス利用児童等に対するスクールソーシャルワーカーの設置」(大橋 2002：p249)⁽⁵⁾についても触れている。このような動きとも関連して、「注目されるのは、2000年度から関西福祉大学と赤穂市教育委員会が協力して、スクールソーシャルワーカーのモデル事業を開始したこと、香川県教育委員会が2001年度からスクールソーシャルワーカーを1名配置したこと(2003年度からは6名)である。さらに、2002年度の秋からは国立千葉大学の附属小学校が1名のソーシャルワーカーを採用し、同じく茨城県結城市も1名を採用している」(山下 2003：p62)⁽⁶⁾というようにこの15年の間に学校ソーシャルワーカーを採用す

る教育機関も増えてきている。

1991年に設立された日本スクールソーシャルワーク協会では、「学校や家族、地域のさまざまな機関との間に立って仲介や調整をし、子どもにとってどうすることが最善の方法であるかをパートナーとして一緒に取り組むものです。なお、スクールソーシャルワーカーの活動は、特定の問題に限定されるものではなく、サポートニーズのある子どもすべてが対象となります」(山下 2003：p186)⁽⁶⁾と説明している。また、日本スクールソーシャルワーク協会のスクールソーシャルワーカーの基本的な活動の姿勢としては以下のようなものを示している。

- 1 一人一人の子どもを個人として尊重します。
- 2 子どものパートナーとして一緒に問題解決に取り組めます。
- 3 子どもの利益を第一に考えます。
- 4 秘密を守ります。
- 5 問題よりも可能性に目を向けます。
- 6 物事を自分で決めるようにサポートします。
- 7 個人に責任を求めるのではなく、環境との相互影響に焦点を当てます(エコロジカルな視点)。

(山下英三郎『スクールソーシャルワーカー学校における新たな子ども支援システム』2003：p186をもとに八田が番号を付けた。)⁽⁶⁾

さらに、スクールソーシャルワーカーの活動内容として、以下のようなものを示している。

- | |
|---|
| 1 親との間に立って、気持ちを代弁します。
2 学校との間に立って、調整や仲介をします。
3 地域のいろいろなサポート源を紹介します。
4 必要な情報を提供します。 |
|---|

(山下英三郎『スクールソーシャルワーカー学校における新たな子ども支援システム』2003：p186をもとに八田が番号を付けた。)⁽⁶⁾

また、アメリカにおけるスクールソーシャルワーカーの定義を見てみると、次のようになっている。

1992年、全米ソーシャルワーカー協会(NASW)は、全米的に一定基準を満たす学校ソーシャルワーカーの資格としてSchool Social Work Specialist(SSWS)を誕生させた。このSSWSは各州が求める職務資格要件の代用ではないが、いくつかの州ではこの資格認定を採用手段として利用し始めている。NASW発行のリーフレット、『school social workers: Enhancing School Success for All Students』では、『学校ソーシャルワーカーは“家庭、学校、コミュニティの繋ぎ(link)”』役であるとし、次のサービス提供をあげている。①個人やグループへのカウンセリング、②生徒と親へのサポートグループ、③危機予防と介入、④家庭訪問、⑤社会的-発達のアセスメント、⑥親教育と親訓練、⑦ケースマネジメント、⑧情報と紹介、⑨生徒サービス専門職との協力、⑩コミュニティ機関や団体との連携、⑪生徒・親・学校システムへのアドボカシー、⑫生徒サービスプログラムの運営管理とスーパービジョン、⑬学校方針への関与

(門田2001：p71)⁽⁷⁾

このように、スクールソーシャルワーカーとは、学校内だけで活動するのではなく、学校や家庭、地域をつなぐという役割を担っているのである。

本研究では、「スクールソーシャルワーカー」の定義として、日本ソーシャルワーク協会での定義を用い、「学校や家族、地域のさまざまな機関

との間に立って仲介や調整をし、子どもにとってどうすることが最善の方法であるかをパートナーとして一緒に取り組む」(山下2003：p186)⁽⁶⁾のもので、その活動対象は、「特定の問題に限定されるものではなく、サポートニーズのある子どもすべてが対象」(山下2003：p186)⁽⁶⁾であるとして考える。

5. 調査結果

C氏のインタビューの内容からカテゴリー化し、「現状(相談場面・支援内容)」、「スクールソーシャルワーカーとして大切にしていること」、「学校以外の他機関との連携」、「困難さや課題」、「保育士や教員等に求めること」といった5つの観点から分析を行った。

(1) 現状(相談場面・支援内容)

小学校におけるスクールソーシャルワークはどのように行われているのであろうか。インタビュー内容の語りから、1)相談支援のきっかけ、2)相談内容、3)支援方法について分析を試みた。

保育所等における保育相談支援が行われる場面として、「ケガへの対応」、「特別に支援の必要な子どもへの対応」、「その他」の3つの場面」(八田2018：pp34-35)⁽²⁾に大きく分かれたのに対し、小学校におけるスクールソーシャルワークの相談支援場面は、表2のように学習や友だちという面でよりはっきり問題行動として現れたり、家庭的背景の問題などの解決のために活用されていることがわかった。

表2：スクールソーシャルワークの現状

①相談支援のきっかけ	教育担当の先生や生徒指導担当の先生、スクールソーシャルワークの担当の先生と組んで仕事をする。学校の中での情報がこの先生たちに集まってくるようになり、スクールソーシャルワーカーが子どもの観察をしたり、そこで母親との面談をしたり、子どもたちとの面談や観察を行い、ケース会議を行い、アセスメントしプランニングを行うことで、学校の先生たちと共有しながら、問題解決を図っていけるように学校でチームでの活動を行っている。虐待などは学校で通告に関して協議し、管理職の判断のもと市の福祉課や児童相談所などと協議しながら対応している。
②相談内容	不登校、いじめ、問題行動、学校(担任)との関係、養育の悩み(子どもとの関係)等様々。
③支援の方法	配置される学校によって違いはあるが家庭訪問を行ったり、面談などを行い、相談活動や子どもの観察などの対応を行う。

また、保育所等における保育相談支援が担任や園長が行うのと異なり、スクールソーシャルワーカーが行う相談支援の場合は、「教育担当の先生、生徒指導担当の先生、スクールソーシャルワークの担当の先生と組んで仕事をする」とあるように、課題のある子どものクラス担任や学校の担当教員等を介して始められることがわかった。このことから、学校の教員との連携も欠かせないことがわかる。さらに、支援の方法については、子どもの観察や子どもとの面談だけでなく、保育所等における保育相談支援でもそうであったが、子どもの問題行動の背景にある家庭的課題解決に向けた保護者への支援も行っていることがわかる。

(2) スクールソーシャルワークをするうえで大切にしていること

スクールソーシャルワークを行う上で大切にしていることについては、表3のように、「基本的視点」と「学校や教員との関係」、「子どもとの関係」、「保護者との関係」という3つの関係性から見ることができた。

学校とチームを組みつつも、子どもや保護者と接する時は、学校に所属する教職員でない第三者的立場から関わることを大切にしていることがわかる。そして、学校に所属する教職員とは違う第三者的立場だからこそ、子どもや保護者が信頼し、話しをしたり、できる支援もある。

保育所で行われている保護者支援では、特別支援コーディネーターも含めて園長なり、園の保育士が行っている。学校に所属する教職員ではない第三者的立場であるスクールソーシャルワーカーが行う小学校での支援と保育所等で行われている

保護者支援では、同じ支援であっても支援者の立ち位置が子どもや家庭から見た場合異なる。保護者と子どもの立場になった時に、園内の職員と園外（学校外）の第三者的立場のスクールソーシャルワーカーが行う支援のどちらにメリットがあるのか考えていく必要がある。

(3) 学校以外の他機関との連携について

学校以外とはどのような機関と連携しながら相談支援を行っているのでしょうか。

表4：学校以外での連携機関

連携機関	教育委員会、市の機関、不登校対応機関、発達支援センター、保健センター、幼稚園・保育園・認定こども園、医療機関、児童相談所など
------	--

表4は、連携先についてC氏が語った部分である。保育所で行う保護者支援と同じように、子どもの通っている学校内だけでなく、教育委員会や発達支援センター等地域の多くの機関との連携が必要となっていることがわかる。

また、こうした連携先は、八田が保育現場における保育相談支援の現状として園長へ行ったインタビュー調査からも明らかになったように、相談を受ける側（保育現場であれば園長、今回のインタビュー調査の場合であればスクールソーシャルワーカー）がその支援内容により連携する機関が異なってくるはずである。そして、適切な支援のために適切な機関と連携するためには、相談を受ける側が、「他機関はどのようなものがあるのか、そこは何を得意とし、何をしてくれるのかその機関が行う業務内容を理解し把握しておくことがまず必要である」（八田 2018：p36）⁽²⁾。こうした点

表3：スクールソーシャルワークをする上で大切にしていること

①基本的視点	学校の立場から出会うのではなく、子どもや保護者の立場に立つこと
②学校や教員との関係性の中で	福祉的視点で、子どもたちへの声掛けの仕方や保護者対応などを一緒に取り組むこと
③保護者との関係性の中で	学校の批判はしないが、子どもの立場を中心にした関わりである
④子どもとの関係性の中で	発達や虐待、不登校、いじめなどの子どもたちと接するためにはアセスメントができているかということが重要になる。そのためにも子どもたちの行動観察を行える関係作り

表5：スクールソーシャルワークを行う中で感じる困難さや課題

①学校や教員との関係	①教育の現場に福祉的視点を入れていく、子どもの見方などなかなか偏ることが多いように思う。 ②いじめ、虐待など法律で関わっていくことはやはり温度差を感じる。SSW を中心になって校内の子どもの問題を解決していくためには先生方にSSW の仕事への理解をしてもらえよう努力が必要だと思う。1つの学校に毎日行く勤務状態でない。子どもたちの状況は日々変化しているので、学校との関係作りは難しい。
②支援の時期	(支援している子どもたちをみると) 子どもたちの課題の背景に自尊心の低さがある。小学校からでは(支援を始めるのは)遅いと感じる。
③スクールソーシャルワーカー自身として	福祉の制度の知識や、配置される地域の福祉、医療、行政的なサービスなどを理解しておくことが必要。

でも、相談を受け支援をするということに対して、保育所で行われる保育相談支援も、小学校でのスクールソーシャルワークも同様であると言える。

(4) 困難さや課題

スクールソーシャルワークを行う中で感じる困難さや課題について、その語りから、「学校や教員との関係」「支援の時期」「スクールソーシャルワーカー自身として」の3つから見ることができる。

困難さや課題は、教育現場に対して、子ども自身や支援の時期について、スクールソーシャルワーカーとしてのものと多岐にわたっている。「偏り」とあるが、これに関しては、教員になってからの研修も必要であるが、養成段階でどう教えるのかも大切なのではないかと思う。幼稚園教諭養成課程では福祉系科目も多くあり、福祉的視点を学ぶ機会も多いと思う。小学校教諭の課程では介護等体験が必修になっているが、福祉的視点を学ぶ機会はないに等しいのではないか。また、C氏が「小学校からでは遅い」と指摘しているように、このような福祉的視点を持ちながらの支援を早期から行うことが必要なのではないか。

常勤で学校所属でないからこそ、第三者として関わられるメリットもあるが、「日々変化する子ども」や「学校との関係づくりの難しさ」など、常勤でないからこそそのデメリットもあることがわかる。

(5) 保育士や教員等に求めること

小学校におけるスクールソーシャルワークの現状やその中で感じる困難さや課題等を踏まえ、子

どもたちが所属する保育所等や学校の教員等に求めることとして、表6のような言葉で語られている。

表6：保育士や教員等に求めること

保育士や教員等に求めること	教員・保育士への福祉的視点を育むような研修等があるといいと思う。
---------------	----------------------------------

表6の言葉からは、小学校と保育所、家庭とより綿密な連携やSSW が非常勤であることを補う意味でも教員・保育士への福祉的視点を育むような研修等の必要性を感じていることがわかった。

また、こうしたことから「教員側の意識」を指摘し、教員研修等の必要性を感じていることがわかる。

6. 考察（保育現場におけるスクールソーシャルワーカー活用の可能性）

八田が認定こども園の園長にインタビュー調査を行い、保育現場における保育相談支援（保護者支援）の実際について把握に努めた。その結果、保育現場における保育相談支援（保護者支援）の際に必要なこととして、次の3つがみえてきた（八田 2018）⁽²⁾。

①保護者との信頼関係の構築の必要性 ②日々丁寧な保護者とのかかわり ③保護者との二者の関係性だけでなく、園内での職員同士の情報共有や園外の多機関との関係づくりなど、ネットワーク作りの必要性
--

本研究では、小学校のスクールソーシャルワー

カーをしているC氏にインタビュー調査を行い、小学校におけるスクールソーシャルワークの実際について把握に努めた。

その結果、次のようなことが分かった。

- | |
|--|
| ①学校内でのチーム作りとともに、多様な機関と連携しつつ支援を行っていること
②学校とは違う第三者的立場から子どもや保護者に関わって支援をしていること
③早期（幼児期）からの支援の必要性
④スクールソーシャルワーカーが非常勤だからこそ、全てをカバーすることはできない。だからこそ、保育者・教育者が福祉の視点を学ぶことの必要性 |
|--|

これらインタビュー調査の結果から、保育現場におけるスクールソーシャルワーカー活用の可能性について考察してみたい。

多様な機関とのネットワーク作りや連携は、園長が行う保護者支援でも、スクールソーシャルワーカーが行う支援でも共通していることがわかった。

園長へのインタビュー調査の際には語られてはいなかったが（もしくは、園長自身としては問題ないと思っているから出てこなかったか）園内で支援することの限界もあるのではないかと考える。つまり、保護者や子どもの立場になった時に言えないこと話したくないこともあるだろう。それを現在は誰がどうフォローしているのだろうか。園長へのインタビュー調査にはその点での言及はなかったが、この課題を解決するにはやはり園外の人相談に乗ること、相談に乗ることができる環境があることが大切であるように思う。

文部科学省のスクールソーシャルワーカー選定の定義にもあったが、スクールソーシャルワーカーになるにあたって、「社会福祉士」「精神保健福祉士」の有資格者からとあるが、現在は地域の実情に応じてC氏のように保健師がなっている場合もあれば、教員OBがやっている場合もある。今回インタビューをしたC氏は保健師だったからこそ、幼児期の子どもや発達についても理解があったのだと思う。スクールソーシャルワーカーすべてがC氏のように考えているとは限らないが、C氏は小学校で支援している中で早期（幼児期）の

支援の必要性を感じている。また、保育現場は求められることも多様化し、忙しい。保育現場にスクールソーシャルワーカーが入るようになれば、相互にとってメリットになるのではないかと研究から考えた。

また、保育現場に他の専門職を入れ、相談支援を一部負担してもらうことのメリットは他にもあると考える。例えば、保育者の負担軽減である。つまり、保育者にしかできないことがあるが、地域との連携など、その専門家に任せることも必要なのではないかと考える。こうした他の専門家と一緒に仕事をする中で保育者自身が問題を抱え込みすぎることを防ぐことにもつながるのではないかと考える。

しかし、スクールソーシャルワーカー等他の専門職に保育相談支援（保護者支援）を担ってもらうことへの課題も考えられる。その1つとして考えられるのはスクールソーシャルワーカーの養成課程では多くは小学校以上の子どもを対象に養成カリキュラムが考えられている点である。保育現場でスクールソーシャルワーカーを活用するには養成課程にも改正が必要になるかもしれない。このような課題はあるが、今後ますます多様で複雑な課題を抱える家庭は増えてくると思う。そうした中で、小学校だけではなく、保育所等の保育現場にもスクールソーシャルワーカー等の相談の専門家を配置することは子どもや保護者の立場から見ても必要なのではないだろうかと考える。

『月刊福祉』2018年6号の中で、「福祉と教育の言葉の違い」の話が出てくる。この中で、福祉と教育とでは、「視点や気づきが違う」ことが指摘されている⁽⁸⁾。本研究での調査対象者であるスクールソーシャルワーカーのインタビューでも同じようなことが言われている。そうした視点、つまりは、見方、考え方の違いをふまえながらも、学齢期以上の児童を対象とする学校現場だけでなく、保育所や幼稚園等の幼児期の子どもを対象とする保育施設においても共に子どもや保護者の支援を行っていくことが本来必要なのではないかと改めて考えた。

引用文献

- (1) 八田清果・大橋英子・小林美保子 (2016) 『『発達面での気になる子ども』の保育の現状と支援—N市内の保育園・幼稚園・認定こども園への質問紙調査から分析する—』『滋賀文教短期大学紀要』第19号
- (2) 八田清果 (2018) 「保育の現状と支援に関する研究Ⅰ—保育相談支援（保護者支援）の実際からみえる保育者に必要とされるスキル—」『小池学園研究紀要』第16号
- (3) 平成29年2月7日（火）実施の第3回児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議幹事会での配布資料「平成29年度児童虐待防止対策関連予算案について」（資料1-7）
- (4) 文部科学省 (2017) 『平成28年度スクールソーシャルワーカー実践活動事例集』「参考：スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領等」、pp1-5
- (5) 大橋謙策 (2002) 「戦後社会福祉におけるマンパワー対策と社会福祉教育の課題」『講座戦後社会福祉の総括と二一世紀への展望Ⅲ政策と制度』ドメス出版、pp232-271
- (6) 山下英三郎 (2003) 『スクールソーシャルワーカー—学校における新たな子ども支援システム』学苑社
- (7) 門田光司 (2001) 「学校ソーシャルワーク実践におけるパワー相互作用モデルについて」日本社会福祉学会編『社会福祉学』41(1)、pp71-85
- (8) 山野則子・田中理絵・側垣一也 (2018) 「教育と福祉の現場の連携をいかにすすめるか」『月刊福祉』第101巻第6号（2018年6月号）、pp14-23

保育士の葛藤—「気になる子ども」の保護者との関係変容に伴う支援の質的転換に着目して—『十文字学園女子大学紀要』vol.4

八田清果（埼玉東萌短期大学専任講師）

参考文献

- (1) 中山智哉・杉岡品子 (2016) 「保育士の保育相談支援に関する質的研究—相談支援における困難性と専門性の深化のプロセス—」『九州女子大学紀要』第53巻1号
- (2) 亀崎美沙子 (2016) 「保育相談支援における